

事 項	保存期間
検査区分責任者及び検査担当者の職務分掌を明らかにする文書	改正後3年間
検査区分責任者及び検査担当者の研修及び職務経験に関する記録	解任後3年間
<p>洗浄剤、害虫駆除及び消毒剤の使用に関する記録</p> <p>機械器具の保守管理に関する記録</p> <p>試薬等の管理に関する記録</p> <p>動物の飼育に関する記録</p> <p>試験品の管理に関する記録</p> <p>検査等に関する記録</p> <p>検査等の結果表</p> <p>検査等の結果に疑義のある場合に講じられた措置の記録</p> <p>検査等の信頼性に悪影響を及ぼす疑いのある事態の内容とその改善措置に関する記録</p> <p>内部点検の内容、結果及び指導とそれに対して講じられた改善措置に関する記録</p> <p>内部点検に関する報告書</p> <p>内部点検の改善措置に関する報告書</p> <p>精度管理の内容及び結果並びにこれに基づく改善措置に関する記録</p> <p>精度管理に関する報告書</p> <p>精度管理に関する改善措置に関する報告書</p> <p>外部精度管理調査の内容及び結果並びにこれに基づく改善措置に関する記録</p> <p>外部精度管理調査に関する報告書</p> <p>外部精度管理調査の改善措置に関する報告書</p> <p>信頼性確保部門からの報告に対して講じられた改善措置に関する記録</p> <p>標本、データ及び検査結果通知書の控え</p>	3年間
妥当性評価に関する記録	評価を行った試験法を用いて試験を実施している期間（新たに妥当性評価を行った場合は、新

	たな評価後3年は旧評価の記録を保管)。試験の実施を中止した場合は、中止後3年間。
同定した微生物の株等保管中に品質が著しく変化する湿標本及び特殊な標本	品質又は性状が評価に耐え得る期間